

健康診断についての注意事項

- 1 この健康診断書（少なくとも、この診断書に記載する検査が実施されていれば、下記の保健所等において発行する健康診断書でも結構です。）で、**下記の保健所等において健康診断を受診し、**指定された提出日までに提出してください。（郵送も可、ただし必着）

また、既に一部の検査項目を受診している方は、その健康診断書と、残りの検査項目についての健康診断書の計2枚を提出するなど、全検査項目の診断結果が分かれば結構です。

（提出日以前3ヶ月以内であれば有効とします。）

○ 受診可能な医療機関

- (1) 保健所
- (2) 公立医療機関
- (3) 独立行政法人 国立病院機構の医療機関
- (4) 独立行政法人 労働者健康福祉機構の労災病院
- (5) 財団法人 尼崎健康・医療事業財団 市民健康開発センターハーティ21

[参 考]

- 尼崎市保健所の健康診断実施日時について

※ 受診希望者は、電話予約をお願いいたします。

<尼崎市保健所>

TEL 06-4869-3016（JR立花駅南側 フェスタ立花南館5F）

実 施 曜 日	受 付 時 間
月 曜 日	午後1時から午後2時まで
火 曜 日 ～	午前9時から午前10時まで
金 曜 日	

- 2 健康診断書の作成には、ある程度、日数がかかりますので、受診はできるだけ早めにしてください。（本市の保健所で受診した場合、約1週間程度かかります。）

- 3 その他、健康診断についての問い合わせは、人事課までご連絡ください。

尼崎市総務局職員部人事課（本庁舎中館4階）

TEL 06-6489-6177